

### 3. おむつ支給事業（軽米町家族介護用品支給事業）

常時おむつ等を利用する方を在宅で介護されている家族へおむつを支給する。

#### ●対象品目

1. おむつ
2. 尿とりパッド
3. リハビリパンツ

#### ●対象者

要介護認定で要介護4又は5と判定された町民税非課税世帯の方を介護している家族

#### ●支給方法

軽米町社会福祉協議会でおむつ等を現物支給する。

おむつ等は1人1ヶ月4,000円を限度とし、支給制限がないことを確認し支給する。

※支給月から2ヶ月以上経過した分の介護用品は支給されません。

#### ●支給制限及び資格喪失届の申請（下記に該当する時は、届出が必要となる。）

- ・入院　・施設入所(短期入所も含む)　・転出　・死亡
- ・要介護状態区分が該当しなくなった。　・町民税課税状況が変更した。

※月の途中の場合は、当該月の在宅日数が半数日以上の場合支給とします。

#### 【申し込み・問い合わせ先】

軽米町地域包括支援センターブランチ(軽米町社会福祉協議会)（☎46-2881）

軽米町地域包括支援センター（☎46-4111）